**建設リサイクル法施行に伴う契約書一部改正について**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　舞鶴市契約課

**［趣　旨］**

　「建設リサイクル法」が平成１４年５月３０日に施行され、分別解体等の実施が義務付けられることとなる一定規模以上の建設工事について、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等を請負契約書に記載しなければならないこととされています。

ついては、請負契約書を一部改正し、記載すべき事項を追加したので、別添書面（法第１３条及び省令第４条に基づく書面）に、分別解体方法、費用等について記入して契約書と一緒に契約課へ提出願います。

**［法第１３条及び省令第４条に基づく書面の記載要領］**

1. 分別解体等の方法

ア　すべての建設資材に係る分別解体等の工程（手作業、手作業・機械作業併用の別など）に

　ついて記載する。

イ　該当がない場合は記載の必要はない。

1. 解体工事に要する費用

ア　すべての建設資材に係る解体工事の費用について一括して記載する。

　イ　金額は直接工事費ベースで税抜きとする。

　ウ　解体工事の場合のみ記載する。

　エ　解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

　オ　仮設費及び運搬費は含まない。

1. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

　ア　特定建設資材廃棄物を対象とする。

　イ　搬出先として予定している再資源化等施設（名称、所在地）を各品目毎に記載する。

1. 再資源化等に要する費用

　ア　特定建設資材廃棄物を対象とする。

　イ　建設資材廃棄物の再資源化等に係る費用について一括して記載する。

　ウ　金額は直接工事費ベースで税抜きとする。

　エ　運搬費を含む。

**［対象工事］**

特定建設資材（①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③アスファル・

コンクリート、④木材の４品目）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設工事に係る資材の再資源化に関する法律施行令で定める一定規模以上の工事が対象となる。

　したがって、特定建設資材を使用しない工種及び特定建設資材廃棄物を排出しない工種のみで構成される工事は､一定規模以上の工事であっても、対象工事とはならない。

注）一定規模以上の工事

　　　①　建築物の解体工事　　　　　　　延床面積　　　８０㎡以上

　　　②　建築物の新築・増築工事　　　　延床面積　　５００㎡以上

　　　③　その他の建築物工事　　　　　　工事費　　１億円以上

　　　④　その他の工作物に関する工事　　工事費　　５００万円以上

**［記載方法］**

受注者が記入し、発注者が確認する。

　　　　　　　　法１３条及び省令第４条に基づく書面

　　　　　　　　　　　　**（建築物に係る新築工事等の場合）**

**工事名：［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ］**

**受注者（住所）**

**（氏名） ㊞**

１　分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　　　　　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法 |
| ①造成等 | 造成等の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ②基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ③上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ④屋根 | 屋根の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ⑤建築設備・内装等 | 建築設備・内装等の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他（　　　　　　） | その他の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
|  |  |  |

２　解体工事に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　な　　　し

３　再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　　　　　　　　　別紙のとおり

４　特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　円

法第１３条及び省令第４条に基づく書面に添付する別紙

**工事名：［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］**

**受注者（住所）**

**（氏名） ㊞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |